

令和 6 年度 第 3 回鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和 6 年 11 月 8 日（金） 16 時 00 分から

場 所： 鴨川市水道課 1 階会議室

出席者： 梶 恵子、中村 康仁、鈴木 一男、相原 一彦、渥美 俊行、
田仲 重郎

欠席者： 和泉 良史

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：佐藤 信二、課長補佐：鈴木 武志、

工務係長：山田 英則、浄水係長：吉村 洋介、業務係長：乾 陽介

傍聴者： 0 名

1 開会

（進行：事務局 鈴木補佐）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間より少し早いですが、皆さんお揃いとなりましたので、ただいまから、令和 6 年度第 3 回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、水道課の鈴木です。よろしくお願いします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

まずは、事前に配布させていただきました、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案 1 令和 6 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）」、「議案 1 説明資料 令和 6 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）」、本日お配りいたしました、「報告 1 南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について」、「報告 1 説明資料 南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について」、「資料 令和 6 年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書」、「令和 6 年度第 3 回鴨川市水道事業運営委員会資料」、以上でございます。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

続きまして、本日の会議の取扱いについてご説明をさせていただきます。

本日の会議は、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領等により、会議を公開することといたします。また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、和泉良史委員さんより、欠席の届出がございました。

本日の出席委員は6名でございます。鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

(進行：事務局 鈴木補佐)

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

改めまして、こんにちは。つい先日までは、夏日ということで、大変暑い日が続いておったところでございますが、ここに来て、秋がないというような中で、急に寒くなったような感じがしているところでございます。そうした中で、子どもたちも体調を崩す人たちが増えてきたというような報告を受けているところでございます。どうぞ皆様方もお気を付けいただければと、このように思っているところでございます。

それでは、ご挨拶の方を申し上げますさせていただきます。

本日は、ご案内のように、令和6年度の第3回目となります鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきました。大変皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。心から御礼を申し上げます。日頃から委員の皆様方におかれましては、本市の水道事業の運営に、格別なるご支援とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げますさせていただきます。

ご案内のように、本協議会につきましては、市の付属機関といたしまして、水道事業の運営に関する事項について調査、そして審議をお願いするものでございます。言うまでもなく、水道事業は健康な市民生活をはじめ、産業、そして経済活動等を支える極めて重要な社会インフラでございまして、常に安全安心な

水を安定的に供給することが求められているところでございます。

本市の水道事業につきましては、これも再三再始申し上げているところでございますが、人口減少等によります料金収入の減少、老朽化している施設の維持管理費の増加が年々深刻化している状況にあるわけでございます。

そうした中で、お客さまへのサービスの質を今後もしっかりと確保していくことが極めて重要であると、このように思っているところでございます。こうした課題を解決する一つの手段といたしまして、これも既にご案内のとおりでございますが、安房三市一町による安房地域末端給水事業統合広域化に向けた取組みを現在行っておるところでございまして、令和8年の4月の事業統合を目指して、現在協議を重ねているところでございます。随時、また皆様方に報告をさせていただきたいと思いますが、その統合までの間、引き続き、健全経営と財務基盤強化に向けました取組みを進めてまいりますので、皆様方におかれましては、今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、本日の議題でございますが、これもご案内のとおりでございますが、「令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」をご審議をいただくものでございます。これは第4回の市議会定例会において、ご審議をいただく予定としておりまして、これに先立ちまして水道事業運営委員会、皆様方に対しまして、ご説明をさせていただき、ご承認を賜りたいものでございます。詳細につきましては、この後、担当の方から説明いたさせますので、委員の皆様方には、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜ることができれば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。挨拶に変えさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

3 議事

（進行：事務局 鈴木補佐）

それでは会議に入りたいと存じます。鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、会長が議長となることとなっております。

これより進行を、中村会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

(中村会長)

皆さん改めまして、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集りいただきまして誠にありがとうございます。それでは、議事進行は、座って行わせていただきます。本日の会議録の確認をしていただき、委員さんにつきましては、相原一彦委員さんと渥美俊行委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。「議案 1 令和 6 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、事務局より説明をお願いいたします。

(佐藤課長)

それでは、「議案 1 令和 6 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料でございますが、縦に見まして、右上に議案 1 と書いてございます資料、及び議案 1 説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

今回の補正でございますが、来年度、令和 7 年度当初より円滑に事務を進めるために、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

それでは内容につきましてご説明いたしますので、議案 1 説明資料をご覧ください。

来る、令和 6 年第 4 回市議会定例会に提出いたします議案といたしまして、1 の提案理由でございますが、令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

次に、2 の内容をご覧ください。(1) 債務負担行為の追加補正でございます。

債務負担をすることができる事項、期間及び限度額について定めたいものでございまして、業務の性質上、いずれも年度当初、いわゆる 4 月 1 日から発生する業務に支障を来さないよう、債務負担の設定をさせていただき、令和 6 年度中に事務執行及び契約手続きを行いたいものでございます。なお、期間はいずれも令和 6 年度から令和 7 年度でございます。

まず、電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料でございます。限度額は514万円でございまして、設備機器の保安・保守点検業務及び企業会計システム、水道料金調定システム等の保守業務の円滑な実施を図ることを目的として行うものでございます。

次に、管理施設警備業務に係る委託料でございます。限度額は16万5,000円でございまして、保台ダム及び保台浄水場におきましては、基本的に24時間、自動制御で運転を行っております。ただ、日中におきましては水質管理や機械・電気設備の点検、施設の清掃等がございますので、職員による管理を行っておりますが、夜間におきましては無人となりますので、テロ対策として民間警備会社へ機械警備を委託するものでございまして、警備業務の円滑な実施を図ることを目的として行うものでございます。

次に、水質検査業務に係る委託料でございます。限度額は1,588万9,000円でございまして、お客さまにご使用いただいている市内7か所の水道水の水質検査、また浄水場で処理をする前の市内5か所の原水について、水道法に基づく水質検査を実施するものでございまして、業務の円滑な実施を図ることを目的として行うものでございます。なお、水道水7か所と原水5か所の差し引き2カ所につきましては、南房総広域水道企業団から受水している配水場2カ所でございますので、この水質検査は南房総広域水道企業団が実施しているものでございますことを申し添えます。

次に、土砂処理業務に係る委託料でございます。限度額は4,680万5,000円でございまして、浄水処理過程において沈殿処理をしておりますが、そこで発生する土砂を引抜き、天日乾燥床へ移送し、乾燥を行っております。この様に年間を通じて連続的に土砂が発生いたしますので、土砂処理業務の円滑な実施を図ることを目的に行うものでございます。

次に、水道料金収納等業務に係る委託料でございます。限度額は6,985万5,000円でございまして、水道の検針、料金の調定及び収納等の業務の円滑な実施を図ることを目的に行うものでございます。

次に、薬品等に係る購入費でございます。限度額は6,981万1,000円でございまして、年間を通じて連続して稼働している浄水場の浄水処理等に必要となる水道用の薬品等の購入業務の円滑な実施を図ることを目的に行うものでござ

います。

最後に、浄水場維持管理業務に係る委託料でございます。限度額は2,419万2,000円でございます。主な業務は横渚浄水場の運転管理業務等でございます。業務が本年度末で終了いたしますことから、浄水場の夜間運転管理業務の円滑な実施を図ることを目的に行うものでございます。

以上7つの事項の事務事業におきまして、それぞれ期間及び限度額を定めたいものでございます。

以上で、令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

（中村会長）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございますでしょうか。ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

（中村会長）

ご異議なしと認め、「議案1 令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおりとすることに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行につきましてご協力をいただきましてありがとうございました。

4 その他

（進行：事務局 鈴木補佐）

中村会長ありがとうございました。それでは、次第の4「その他」の1といたしまして、事務局の方から、南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について、報告させていただきます。

(佐藤課長)

それでは、南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議につきまして、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料でございますが、「報告1」をご覧ください。

今般の規約の変更は、水道用水供給事業体と県営水道の統合に伴い、水道用水供給事業体である南房総広域水道企業団が解散となることから、解散に伴う事務事業継承等の方法、手段を関係市町の承認を得るために規約を改正するものでございます。

まず、構成市町議会へ議案の提出について、でございますが、お手元の運営委員会資料の2ページを併せてご覧いただければと存じます。

企業団規約変更は、地方自治法第286条第1項の規定による、千葉県知事の許可を得て変更するためには、同法第286条第2項の規定により構成市町の協議により規約変更の届出をすることとなり、同法第290条の規定により議会の議決を経なければならないことから、規約を変更するための協議について構成市町議会へ議案の提出をするものでございます。

次に、今般、規約変更を行う理由でございますが、まず、企業団は、地方自治法上の特別地方公共団体である一部事務組合であるとともに、地方公営企業法上の企業団でもあり、普通地方公共団体と同様に法人格を有しているものでございます。

一部事務組合等が解散する場合、行政実例では地方自治法施行令(以下「令」という。)第5条の規定、普通地方公共団体の廃置分合の場合の事務承継が準用されるものとしており、それぞれの地域の区分に応じて関係地方公共団体がその事務を継承することとされています。

しかしながら、現在進めている九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合では、千葉県企業局が事務を継承する見込みとなっており、令第5条の規定によらないことから、令第218条の2「市町村及び特別区の組合に関しては、第1条の2から第6条までの規定にかかわらず、規約で特別の定めをすることができる。」の定めにより規約を変更し、解散に伴う事務継承等の決定を、構成市町の議決をもって行う協議に委ねる旨の変更、こちらは条文の追加でございますが、行うものでございます。

次に、改正内容について、でございますが、「南房総広域水道企業団規約」に、
第5章 解散

(解散に伴う事務承継等)

第14条 解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める。

を加えるものでございます。

また、施行期日は、令和7年4月1日とするものでございます。

なお、特に資料はございませんが、今後の統合に向けてのスケジュールですが、令和6年度中に統合基本計画策定後、統合基本協定の締結まで進めることと予定されているものでございます。

このように水道用水供給事業体と県営水道の統合につきましては、令和8年度の統合に向け、進んでいる状況でございますことをご報告いたします。

報告事項は以上でございます。

(進行：事務局 鈴木補佐)

質疑があれば、お願いいたします。

特にないようであれば、次に上半期の業務状況について、報告させていただきます。

(佐藤課長)

それでは、今年度の上半期の運営状況を報告させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

令和6年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書をご覧いただきたいと思います。この報告は、地方公営企業法第40条の2第1項の規定、及び鴨川市水道事業の設置等に関する条例第9条の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を地方公共団体の長に提出するものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

それでは内容につきましてご説明いたします。

まず、1.工事関係でございますが、主要な工事等につきましては、今年度上半期の契約額が500万円を超える工事はございませんでしたので資料はござい

ません。

次に2の業務関係についてご説明いたします。調定件数は上半期9月末現在におきまして9,263件となり、前年同月と比較して36件の減少となりました。

また、水道料金は、上半期の9月末現在において、合計5億5,526万6,763円で、前年同月と比較して2,765万1,389円、5.2パーセントの増加でございます。増加した主な理由として、令和5年度では、4月から隔月検針・隔月請求としたことに伴い、4月分の水道料金が偶数月地区の1カ月分となったことが大きな原因として挙げられ、令和6年度では、2カ月分となっていることが挙げられます。料金の収納状況につきましては、上半期9月末現在、調定額6億6,574万7,506円で、前年同月と比較して3,361万851円、5.3パーセントの増加となりました。

収納額につきましては、5億1,878万1,703円で、前年同月と比較して、6,146万3,955円、10.6パーセントの減少となりました。収納額が大幅に減少している理由としましては、9月分の口座振替が曜日回りの関係上、末日となったことで、収納日が月をまたぐこととなったことによるものでございます。

上半期の合計有収水量は、204万760 m^3 、これは参考値ですが、前年同月と比較して、4万6,065 m^3 、2.2パーセントの減少でございます。

なお、有収水量におきましては、夏場や年末年始等、使用水量が多い時期と平常月の使用量との差が大きいこと等から、令和5年度から行われている地区を分けた隔月検針の算定水量におきましては、各月毎の正確な使用水量ではなく参考値としているため、1年間を通じた使用水量の算定により判断すべき数値となりますので、お含みおきを頂ければと存じます。

また、上半期の合計給水量でございますが、290万2,640 m^3 で、前年同月と比較して6万4,338 m^3 、2.3パーセントの増加となりました。

上半期は前年度と比較して、給水量が増加しているものの、有収水量は減少となりました。有収率は管末残留の連続的な確認、及び捨て水量の調整並びに漏水探查等による漏水箇所の早期の発見及び修繕を実施するよう努めておりますが、前年度と比較して3.2ポイント減少の70.パーセントとなったところでございます。

次に3の経理関係についてご説明いたします。上半期の事業収益において、

営業収益は 5 億 5,793 万 4,527 円、営業外収益は、受取利息及び配当金等により 56 万 749 円となり、これらを合わせた事業収益は 5 億 5,849 万 5,276 円でございます。

一方、上半期の事業費において、営業費用は 3 億 3,931 万 9,345 円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等により 1,336 万 8,008 円となり、これらを合わせた事業費は 3 億 5,268 万 7,353 円でございます。

上半期の事業収益合計 5 億 5,849 万 5,276 円と、上半期事業費合計 3 億 5,268 万 7,353 円との差し引きでは 2 億 580 万 7,923 円の利益でございます。前年同期と比較して、2,557 万 3,127 円の増加となりました。

今後、下半期の収益的収支の見込みは、収入において、主たる収入となる水道料金は、概ね変化しないと予想しているところでございますが、一方、費用においては、施設の老朽化や漏水修繕による修繕費の増加、薬品費及び受水費の増加が見込まれ、加えて、施設基準に適合しているかの検査等、水道事業者が行わなければならない義務の増加等により、人員不足を含め経営が厳しい状況となることから、今後も、より一層効率的な事業運営及び施設整備の見直しによる投資的経費の平準化に努めてまいります。

今年度の上半期運営状況の報告は以上でございます。

(進行：事務局 鈴木補佐)

質疑があれば、お願いいたします。

最後に、皆さまの方から、なにかございますでしょうか。それでは、ほかにご質問がないようですので以上とさせていただきます。

以上をもちまして、令和 6 年度第 3 回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

令和 6 年 11 月 28 日

会議録署名人 相原 一彦

会議録署名人 渥美 俊行